

「第三次国立市子ども総合計画」の概要（案）

1 【策定の背景】

- 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、仕事と家庭の両立の困難さ、子育ての孤立感、不安感、負担感が増加している状況。
- 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、第二次国立市子ども総合計画を策定し、各種子ども・子育ての支援事業に取り組んできた。
- 平成 24 年 8 月に、子ども・子育て関連 3 法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設。
- さらに、子ども・子育て支援法の成立により、市町村子ども・子育て支援事業計画策定が義務化。
- このような中、国立市でも地域をあげて社会全体で、子ども・子育てを支援する総合的な計画として第三次国立市子ども総合計画を策定する。

2 【計画の位置づけ】

- 第二次国立市子ども総合計画（前計画の継承及び改定）
- 国立市子ども・子育て支援事業計画（法に基づく策定義務）
- 国立市次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法の延長）
- 子ども・若者支援について（子ども・若者健全育成支援推進法の大綱を勘案し、子ども・若者の育成支援について定めます。）
- 子どもの貧困対策について（子どもの貧困対策の推進に関する法律の大綱を勘案し、子どもの貧困対策について定めます。）
- 少子化社会対策について（少子化社会対策基本法の大綱を勘案し、少子化社会対策について定めます。）

3 【計画の対象】

- おおむね 18 歳未満のすべての子どもと、子どもを取り巻く家庭や地域社会等の様々な主体を対象

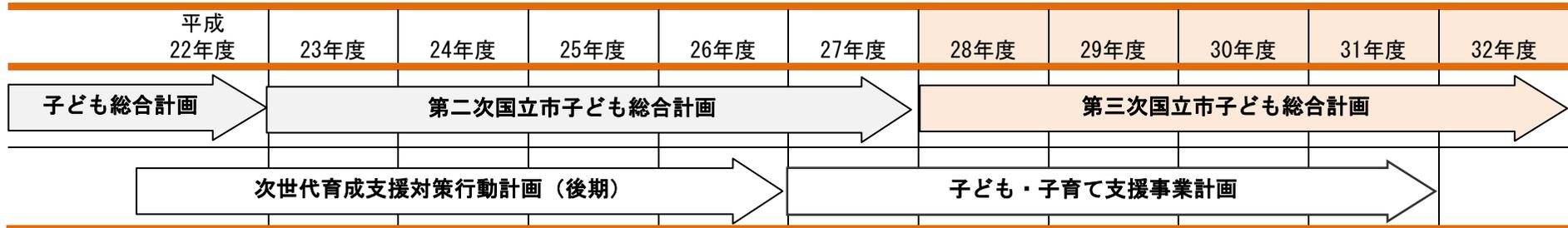
4 【計画の期間】

- 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間。ただし、国や都の施策の動向、社会経済情勢の変化や市民の意向などを的確に読み取り、必要に応じて適宜見直しを図る。

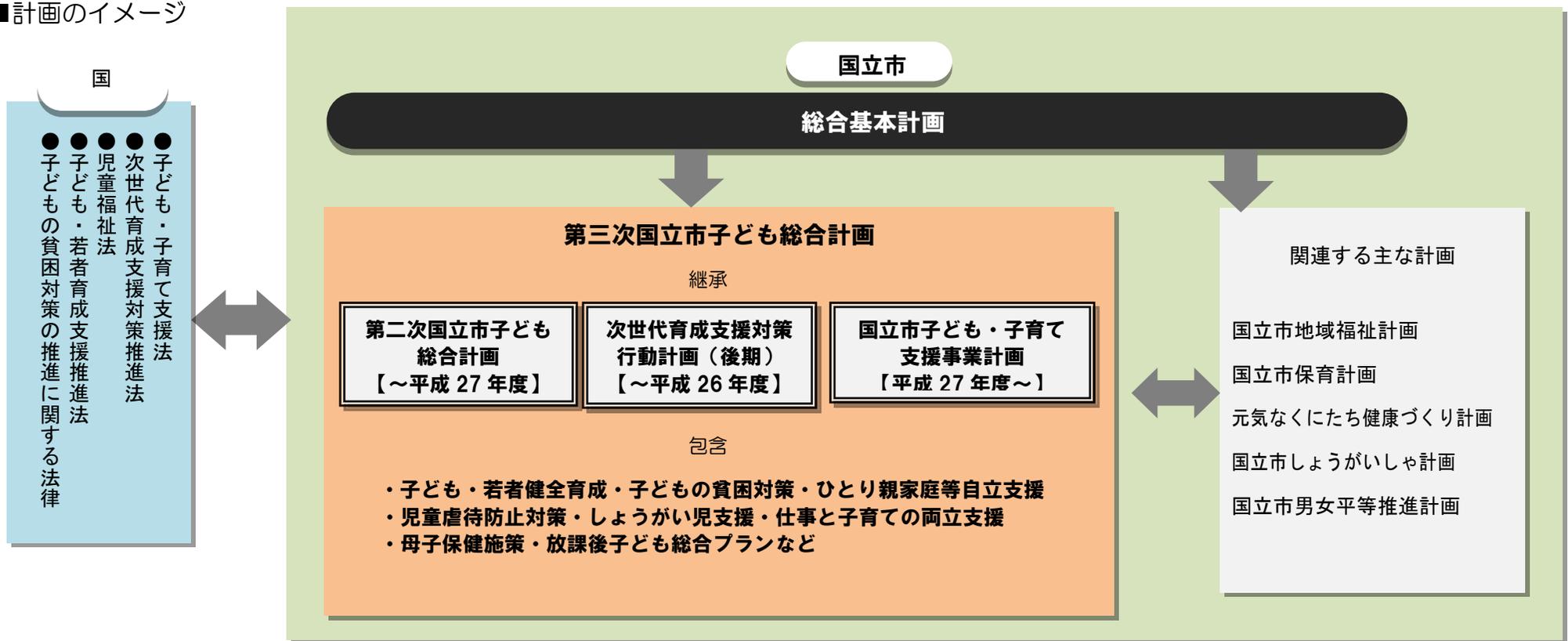
ただし、困難を抱える若者の自立・支援は、おおむね 39 歳以下まで。

諮問では 5 年間だが、国立市第 5 基本構想・第 1 次基本計画の計画期間は、基本構想 12 年、基本計画 8 年とし、基本計画は、4 年ごとに見直しとしている。基本計画に合わせて、H28～H35 の 8 年間とするか。

【第三次国立市子ども総合計画の期間】



■計画のイメージ



5【計画の基本的な考え方】

■基本理念

国立市の未来をつくる子どもたちは、本市の「宝」であり、「希望」であり、「夢」です。

この、本市の「宝」である子どもたちの最善の利益の実現を最優先に考えた時に、まずは、子ども一人ひとりがかげがえのない個性ある存在と認め、伝えること、支えることが大切です。自分が家庭や友人や地域、社会から必要とされ、愛され、大切にされている、誰にでも「自分らしく」輝ける場所があると思えることで、自信を高め、他者を思いやる心を持ち、のびのびと育つこととなります。

そのためには、地域はもちろんのこと、まずは、家庭がその役目を果たさなくてはなりません。しかし、その家庭において、少子化・核家族化や地域の繋がりの希薄化の進展により孤立した不安な子育てを余儀なくされている保護者が増えています。その背景には、ひとり親家庭や貧困問題などによる家庭の養育能力の低下もあります。

子ども・子育て支援法では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提」としておりますが、子どもを産み育てることへの不安感や負担感、また、相談相手がいない日々の子育てや生活に追われる子育ての中で、こころにゆとりを持った子育ては困難をとまいます。保護者が第一義的責任を果たせる支援、地域社会全体で子育て家庭を支える、その仕組みづくりが重要です。

さまざまな条件の中で子育てを頑張っていることを認めること、支えることが親子間の愛着形成へと繋がり、また、子どもの健やかな成長が保護者の幸せに繋がり、地域社会の活力につながり、本市の輝く未来へとつながります。

基本理念

例・・・子ども一人ひとりがかげがえのない国立の「宝」/今を生きる子どもたちが輝くまちに/子どもと子育て家庭が健やかに成長できるまち/こどもは未来を切り開く希望の星/いきいき子育てわくわく子育て/~大きく育て！くにたちキッズ~
キーワード・・・

■計画の視点

●子どもの最善の利益の実現

⇒ 子どもたちの最善の利益の実現を最優先にするという観点

●子どもの生存と発達保障

⇒ 子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な対応が必要という観点

●一人一人の子どもの権利の尊重

⇒ 子どもを一人の人間として尊重し、子どもは気持ちや考え方を自由に表現し、大人はしっかりと受けとめるという観点

●地域ニーズに応じた総合的かつ多様な支援

⇒ 教育・保育の利用の現状や利用希望の実情を踏まえた支援が必要という観点

●乳児・幼児・学童期・青少年期などの世代に応じた適切な支援

⇒ 発達段階の特性を踏まえ、健やかな育ちを保障するという観点

●地域及び社会全体で支援

⇒ 地域社会全体が、子どもや子育て家庭に寄り添い、支えることで子育てに喜びを感じるという観点

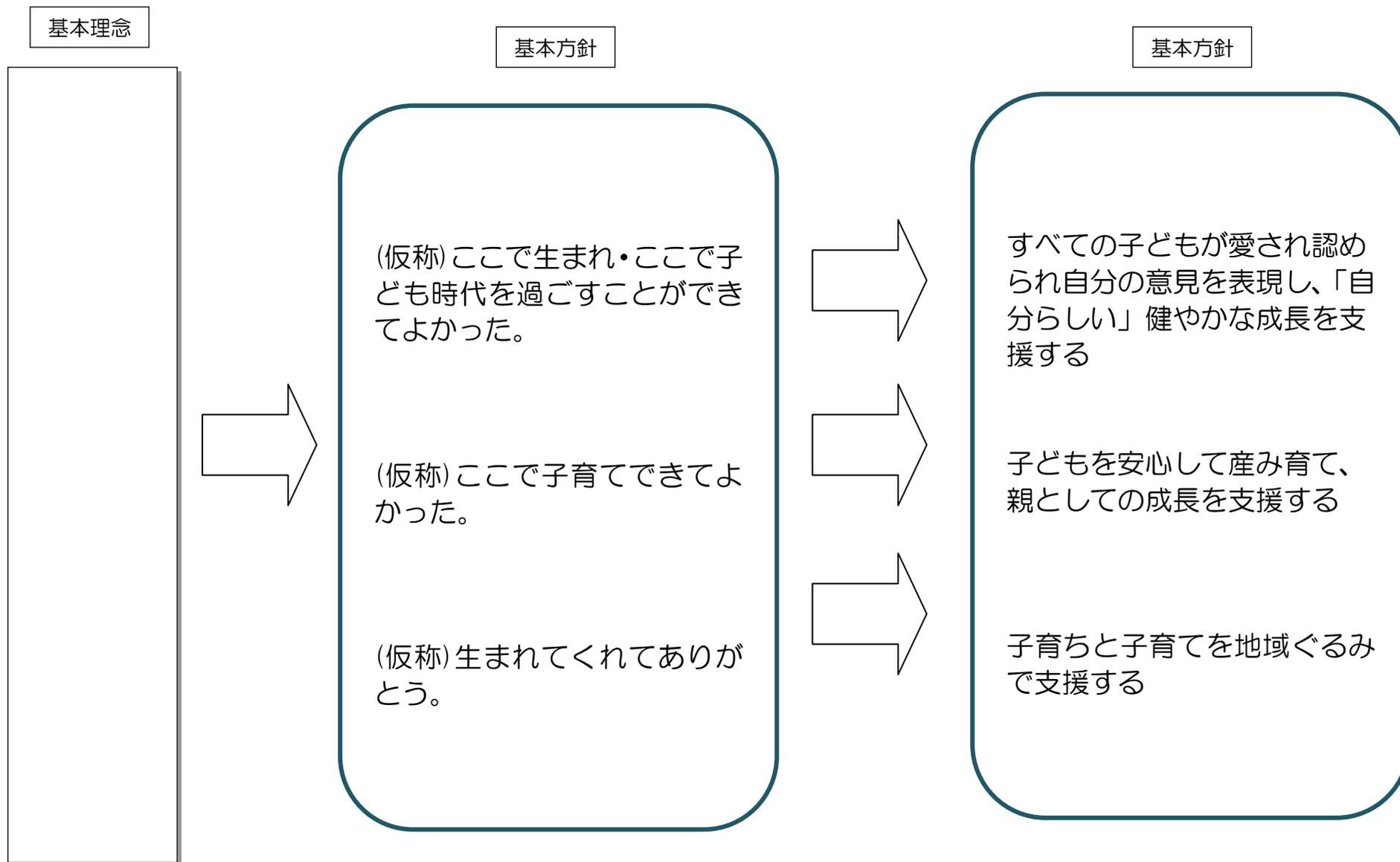
●「子育て・親育ち」の過程を支援

⇒ 子どもが自己肯定感を持って育まれる環境整備や子育て経験を通じて親として成長するという観点

●少子化対策としての総合的な支援

⇒ 「子育て支援」「働き方改革」「結婚・妊娠・出産支援」の強化を図り、地域の実情に応じた「切れ目のない支援」が必要という観点

■計画の体系図



■計画の基本方針

- (1) **すべての子どもが愛され認められ自分の意見を表現し、「自分らしい」
健やかな成長を支援する** ⇔ (子ども支援)

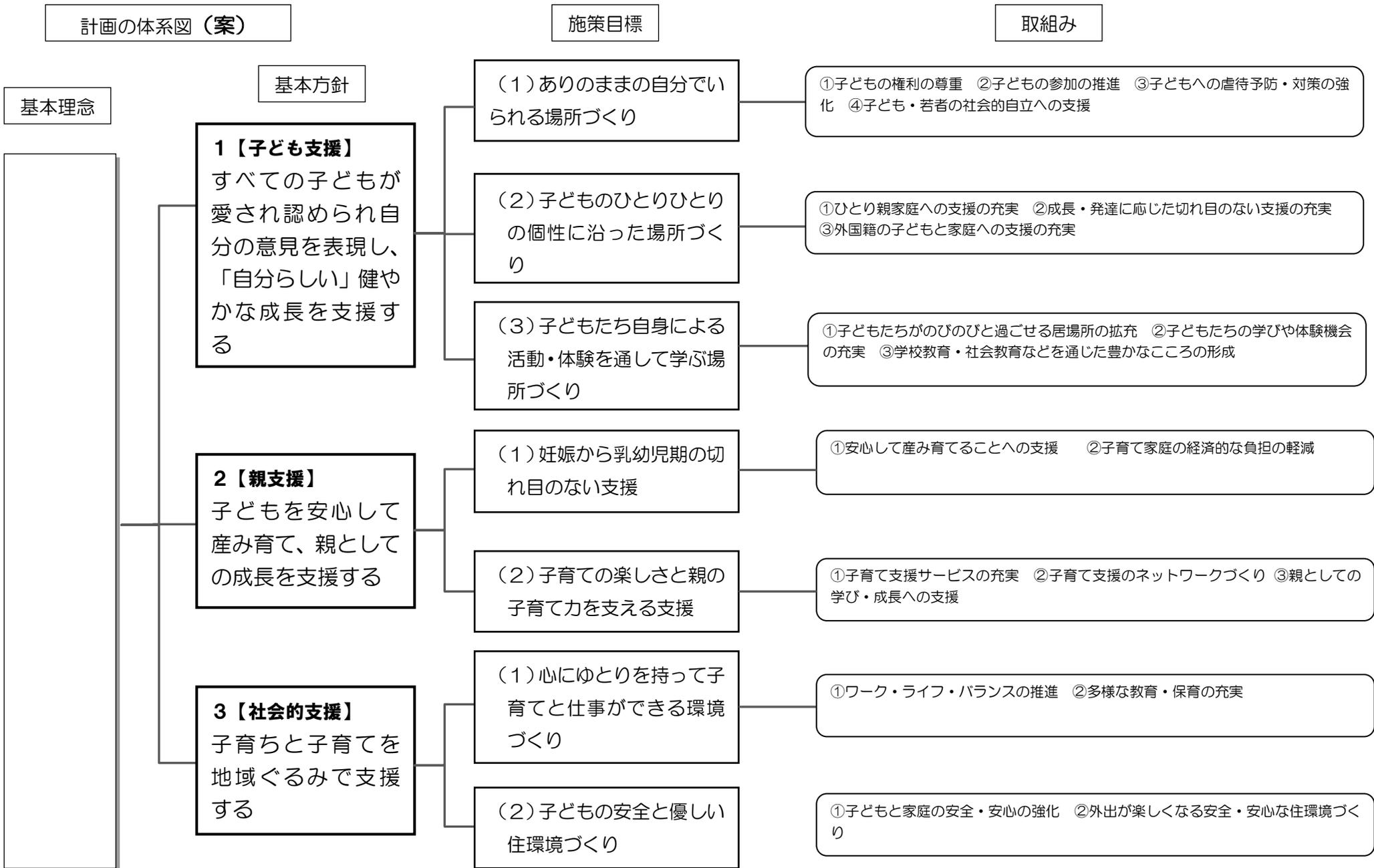
子どもが本来持っている権利を保障し、「子どもの最善の利益」を実現するため。
子どもが健やかな成長を遂げるため。⇒ 自分が大切な存在であると感じたり、自分には力があると信じるためには、自分の生活の身近な重要な人物に認められたり、褒められることで高まる。

- (2) **子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援する** ⇔ (親支援)

少子化の進行や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化などにより子育て家庭の孤立や負担感の増大を招いている。家庭や地域の養育力の低下が顕著になっている。⇒ 安心して子どもを生み育てられる子育て家庭への支援の充実。

- (3) **子育てと子育てを地域ぐるみで支援する** ⇔ (社会的支援)

子どもが育つ安心・安全な環境づくり



6【計画の目次構成】（案）

○ 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間

5 計画の対象

- 子ども総合計画の策定に至った趣旨、背景
- この計画の国立市における位置づけ
- 他計画との関係や根拠法
- いつまでの計画で主体はどこか

○ 第2章 子ども・子育てを取り巻く国立市の現状

- 1 人口動態と子どものいる世帯
- 2 少子化の動向
- 3 子ども・若者の状況
- 4 **ニーズ調査の分析**
- 4 第二次子ども総合計画の検証
- 5 第三次子ども総合計画に向けた課題

- 統計データによる国立市の将来人口、人口ビジョンの把握
- 少子化の動向や子ども・若者の現状を国・都と比較分析
- 前計画の進捗状況、評価を行う
- 前計画の検証結果とアンケートのニーズを踏まえ、課題を整理

○ 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念（めざす姿）
- 2 計画の視点
- 3 基本方針
- 4 重点施策：成果指標
- 5 施策の体系
- 6 推進体制

- 基本理念：10年後を見据えた本市のあるべき姿
- この計画の視点、基本方針など方向性を明確にする
- 第2章の現状分析から重点的に取り組むべき項目、評価指標を明確にする
- この計画の施策体系をわかりやすく
- この計画をどういう主体がどう連携し、どのような方法で推進していくか

- **第4章 【子ども支援】すべての子どもが愛され認められ自分の意見を表現し、「自分らしい」健やかな成長を支援する**
 - 施策目標1 ありのままの自分でいれる場所づくり
 - 施策目標2 子どものひとりひとりの個性に沿った場所づくり
 - 施策目標3 子どもたち自身による活動・体験を通して学ぶ場所づくり

- **第5章 【親支援】子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援する**
 - 施策目標1 妊婦から乳幼児期の切れ目のない支援
 - 施策目標2 子育ての楽しさと親の子育て力を支える支援

- **第6章 【社会的支援】子育てと子育てを地域ぐるみで支援する**
 - 施策目標1 こころにゆとりを持って子育てと仕事ができる環境づくり
 - 施策目標2 子どもの安全と優しい住環境づくり

- **施策事業一覧**

- **資料編**

【第4章・第5章・第6章の掲載方法】

第4章 【子ども支援】すべての子どもが愛され認められ自分の意見を表現し、「自分らしい」健やかな成長を支援する

基本方針1 ありのままの自分でいれる場所づくり

1 動向と課題

..... グラフ
 関連データ（アンケートなど）

2 成果指標

指 標	基準値 H27	目標 H32	指標の説明
今の自分が好きといえる子どもの割合			子どもの自己肯定感をみる指標

3 施策の目標と具体的な取組み

① 子どもの権利の尊重

重点施策 子どもの権利条例の制定

No.	施 策 名	施 策 内 容		担当課
②	〇〇〇〇〇〇〇〇支援事業		拡充	
③	〇〇〇〇〇〇〇〇支援事業		新規	
④	〇〇〇〇〇〇〇〇支援事業		継続	